



新選憲法秘録

73
2876
2



門 3 保 3  
號 2876  
卷 2

新選憲法秘録

目録

諸所投之部



七 六 五 四 三 二 一

目安章書 初判之事

沖判第一地頭地頭遠之事

裁許修書 高加爾之事

平以上再許并編遠之事

海定所若第百段之許出合之事

法及人地之私曲等之事裁許仕在之事

上事吟味治之完仕之事

八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八

重定濟任人海定一庄原知共公事

重定濟任人之部外仕重之改在之入左担何事

用惠水并新田新城川海亦出入事

論所見之何言徒息事之言載事

重定濟任人海定一庄原知共公事

山野海川入會場出入事

國郡境編事

論所見之系地改在事

村境編事

田畑編事

馬燒河原市場事

十九  
二十  
二十一  
二十二  
二十三  
二十四  
二十五  
二十六  
二十七  
二十八  
二十九

海定所名置事

奉行所之指事

心身人之相中仕海若百姓所入事

寺社方海任人左側事

裁許系重判之法事

出取願之系系系取日限事

海定所名置事

盜賊火消治城之方事

回惠仕重事

海定出入之側事

寺社境任雜具事

三十  
三十一  
三十二  
三十三  
三十四  
三十五  
三十六  
三十七  
三十八  
三十九  
四十

新製の神事奉佛事奇怪な説あり事  
聖死の事と日蓮の事兼て寺院の事  
華州の隆山城の事と兼て寺の事  
漫話の事と村方の事  
少僧の事と兼て寺の事  
村方の事  
村方の事  
人別帳の事  
別帳の事  
口仕の事  
地頭と對しての事

四十一  
四十二  
四十三  
四十四  
四十五  
四十六  
四十七  
四十八  
四十九  
五十  
五十一

身代限の事  
田畑の事  
修地浄土の事  
信令銀の事  
信令の事  
信令の事  
信令の事  
信令の事  
信令の事  
信令の事  
信令の事

五十二  
五十三  
五十四  
五十五  
五十六  
五十七  
五十八  
五十九  
六十  
六十一  
六十二

二重賃二重賃二重賃入仕無事  
只取前物出賣出賣未取前物押順後より事  
信令弟白紙身形を令浪傳信貸ししより事  
修し浪文を令浪傳信貸ししより事  
諸津屋安之柳事  
身入人仕無事  
公前事入仕無事  
捨子事入仕無事  
養娘拉女事入仕無事  
浪賣女仕無事  
寄通仕無事

六十三  
六十四  
六十五  
六十六  
六十七  
六十八  
六十九  
七十  
七十一  
七十二  
七十三

編後松の娘を不取りより事  
男中令五果より事  
女犯し宿仕無事  
二重流石文不流仕無事  
三重流石文不流仕無事  
盗人仕無事  
盗物領事入仕無事  
惣意より許人より事  
倒れ系捨物より願病人ありより事  
松の島より事  
将定系系事行不らり日切より事

七十五

人句川は仕在事

七十六

湯吉注刺とらよ事

七十七

火北浪拾文とらよ事

七十八

巧事かこ事とらよ事

七十九

丁城とらよ事

八十

毎毎事仙龜種考仕在事

八十一

仙令銀振とらよ事

八十二

仙将仙林仙弟是振とらよ事

八十三

出古身結事

八十四

古酒仕在事

八十五

人教弟之酒仕在事

八十六

相子酒とらよ事

八十七

酒仕在事

八十八

酒仕在事

八十九

酒仕在事

九十

酒仕在事

九十一

酒仕在事

九十二

酒仕在事

九十三

酒仕在事

九十四

酒仕在事

九十五

酒仕在事

九十六

酒仕在事

九十七

折田之戸止事

九十八

遠山との再記仕在事

九十九

穿抜の須井の接尾の片居り事

百

辻野人の仕在事

百一

三科人の蝦蟇壇法事

百二

酒の神事

百三

と名奉行事

百四

不縁の事と注とを合身カとの事

百五

吉州切解合の事と九神事

百六

借物契の事

百七

畑の旗人の事と注とを合身カとの事

百八

市力との百州人

百九

新田地との注とを合身カとの事

百十

仕在の事との注とを合身カとの事

百十一

仕在の事との注とを合身カとの事

百十二

年貢注移材の注とを合身カとの事

百十三

注とを合身カとの事

百十四

省因との注とを合身カとの事

注とを合身カとの事

百十五

吟集事の内注とを合身カとの事

百十六

注とを合身カとの事

百十七

注とを合身カとの事

細之人子弟事

差紙不毛事

以住進仕形事

山

許定所發場身曆事

元知元身之... 契... 酒... 准... 歷... 方... 在... 中... 安... 家... 在... 東... 進... 今... 地... 院... 寺... 社... 出... 入... 心... 誠... 許... 定... 所... 之... 云... 看... 板... 面... 三... 月... 二... 日... 在... 定... 也

許定書事

一 對命或日每月二日十日十日 諸春仍令... 且日十二日  
其... 日... 公... 子... 裁... 許... 用... 於... 之... 上... 可... 存... 進... 月... 事...  
一 對命所... 許... 定... 之... 祀... 外... 刻... 建... 時... 法... 與... 能... 許... 用... 法... 以... 其... 可... 者...  
退... 勤... 事...

一 許定所... 役... 人... 亦... 一... 切... 者... 亦... 勿... 漏... 音... 信... 停... 止... 事...



一 年事人抄活者老人居世中在兩者の停止事

一 年事抄活者其出の能く速く其の事をも日服五  
少く年事

一 年事人能親類縁者知音の好みは其の事揚揚定んぬ  
抄活るゝ事

一 國の由りて其の事人少く其の事定んぬ其の由りて今日  
懐面より先其の事

一 但し取らば其の事又其の事其の事  
其の事人少く其の事其の事其の事其の事

一 其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事  
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事

一 其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事  
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事

一 其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事  
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事

一 其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事  
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事

一 其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事  
其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事

寛永十二年己未年

年事人抄活者其の事其の事其の事其の事其の事其の事其の事

乙未年方或日 以列能之云

二日 十一日 十一日

明之府始

高日山在中以共神方以之七字付之以此之云多之十日  
斗九月付之今月其奉仍七有法合主也七字付  
法之

• 日 译定日

四日 十二日 十五日

以所始

以月其奉仍斗之七字付法主也七字付始

• 日 内奉命

六日 十八日 廿七日

奉仍中電主奉命方以而收中其以所始

御所方

七日 十六日 廿六日

但 乙未年方

想之奉命

一 御中法中三子以物倚也日收在立以以或日内奉命始

但續狀以須之類之字付左撤以安之體在

御中法中三子以沙汰之事

一 道中奉仍或日

九日 十九日 廿九日

石道中奉仍御用日之事一海証調之

新選憲法秘録

諸所投之部

一 目安重吉初判之事

一 寺社系同門者一葉別之件  
私願軍上列之旨より寺社より

一 江戸所中寺社門者一葉別之件  
日友寺社奉仍初判

一 江戸所中寺社門者一葉別之件  
日友所奉仍初判

一 江戸所中寺社門者一葉別之件  
日友所奉仍初判

一 江戸所中寺社門者一葉別之件  
日友所奉仍初判

一 江戸所中寺社門者一葉別之件  
日友所奉仍初判

一 江戸所中寺社門者一葉別之件  
日友所奉仍初判

双方互呈各社宣判工奉事

但去融遠上撤り出たし海定所上も互呈双方一も融  
りて之を以て之載件下付在方同く上撤り出入  
何月幾日海定所上在出工致出たし書言はし三書  
撤り月有るも初判一也如平

一 山崎 大和道 白丹波 京都所奉行

但双方大和道同く京都所奉行に上り

一 和泉 河内 播磨 攝津 大坂所奉行

但右因り大坂所奉行に上り

右に同く因りて京都大坂所奉行も融遠又上條同く撤り  
出入寺社奉行初判工致出たし双方も右同く融し出入寺社

日海出りて去融り出たし互呈上り融りて上り奉事

出海

右に同く因りて大和道中河内等融りて上り

出たし

但去融遠上撤り出たし海定所上も互呈双方一も融

右に同く因りて京都大坂所奉行も融遠又上條同く撤り

出入寺社

但去融遠上撤り出たし海定所上も互呈双方一も融

右に同く因りて京都大坂所奉行も融遠又上條同く撤り

出入寺社奉行初判工致出たし双方も右同く融し出入寺社

出入寺社奉行初判工致出たし双方も右同く融し出入寺社

出入と京大坂西宮の出入事

一 百姓の他土京大坂西宮良海所へ出入る事  
西宮在方西代官上中事

石ノ井國の西代官上中事  
西代官上中事  
西代官上中事  
西代官上中事

八

一 河神の地頭遠出入事

一 遠國奉所所上配西代官上中事  
西代官上中事  
西代官上中事  
西代官上中事

一 河神所百姓出入事  
西代官上中事

西代官上中事  
西代官上中事  
西代官上中事

一 地頭出入事  
西代官上中事

西代官上中事  
西代官上中事  
西代官上中事  
西代官上中事

一 地頭寺社百姓の出入事  
西代官上中事

一 寺社百姓の出入事  
西代官上中事

三 一 裁許給與言事加年一事

一 國境 郡境

清光中加年三奉仍連年

一 裁許 給與

三奉仍連年

但石外給與言事之裁許之三奉仍連年

四 一 裁許再許案通給一事

一 法國占中言事一通以重之裁許之三奉仍連年

但許之給與言事之裁許之三奉仍連年

但奉仍連年之裁許之三奉仍連年

若年之裁許之三奉仍連年

此裁許之裁許之三奉仍連年

一 裁許之裁許之三奉仍連年

再裁許之裁許之三奉仍連年

之裁許之裁許之三奉仍連年

但裁許之裁許之三奉仍連年

之裁許之裁許之三奉仍連年

一 裁許之裁許之三奉仍連年

其裁許之裁許之三奉仍連年

之裁許之裁許之三奉仍連年

一 裁許之裁許之三奉仍連年

其裁許之裁許之三奉仍連年

追加



水よりなる水は然るも海は方恒長流文ありて水は方  
澄瑠とて先載洋海並之と云ふ在見之何と  
及て五載事

但水は方不羣とて水は方恒長流文ありて水は方  
或て地頭上一と通て水身下と根在石百歩中皆發

水

一 不羣出ると奉以所と海並之と先載洋以て然る  
個とて下中事

七

一 公事吟在終之迄に任事

一 公事吟在終之迄に任事とて今日上と退日少と附之と

奉以迄之日數を撰種吟在之結に任海及上載洋  
下中事

但四代官に代上撰中より發

八

一 重き御役人將定之に種順知出入中事

御老中 御目代 大坂御代 若年寄 御側近

將定不中

石へ順知出入將出と若年及個中事載洋と語在個中

中事

但管地は希信令限出入之之法ありて及個中事



一 重三の存人... 重三の存人... 重三の存人...

河光中 所司代 大坂の城代 若年寄

津側元 寺社奉行 大目付 所奉行

御勘定奉行 大目付 大坂の城番 駿河の城代

遠國奉行

右の家来... 右の家来... 右の家来...

右の家来... 右の家来... 右の家来...

右の家来... 右の家来... 右の家来...

右の家来... 右の家来... 右の家来...

右の家来... 右の家来... 右の家来...

但長向... 但長向... 但長向...

... 但長向... 但長向...

一 用也水... 用也水... 用也水...

法園村... 法園村... 法園村...

出付... 出付... 出付...

懸法... 懸法... 懸法...

... 懸法... 懸法...

一 用也水... 用也水... 用也水...

... 用也水... 用也水...

十二月... 十二月... 十二月...

海軍... 海軍... 海軍...

一 田舎川水石川より下りて直井古く組合離るる林あり

一 川水善く活人等法及組合材に思ふ別合に色候之

一 川水も量り田反別多少に思ふ別別定例之

一 但水門に才石を定むる也

一 一順に時水代法石出さ地願に思ふ力に新規水代

一 長年互候之

一 相田川川水に陸に力に林あり

一 川水川水澄持をいふに濁升也に材に田地に

一 一者に地内水元多り上り田に思ふ新規に川水に

一 川水に陸に力に山林代に思ふに思ふ也

一 但山札浪出に思ふ候に思ふに山に水代に思ふ

一 川水川のつりて思ふに思ふに山札浪大に陸川下り

一 川に林あり

一 堤上並水に陸に力に川あり

一 河川に川水組合善く活川水に思ふに思ふに思ふに

一 思ふに思ふ

一 新規築出に思ふに思ふに思ふに思ふに思ふに

一 地元分入合候に思ふに思ふに思ふに思ふに思ふに

一 一思ふに思ふに思ふに思ふに思ふに

一 水行に思ふに思ふに思ふに思ふに思ふに思ふに

一 一思ふに思ふに思ふに思ふに思ふに

一 一思ふに思ふに思ふに思ふに思ふに思ふに

十一 論所見之土地改良之事

一 論所見之土地改良之事  
一 論所見之土地改良之事  
一 論所見之土地改良之事  
一 論所見之土地改良之事

一 論所見之土地改良之事  
一 論所見之土地改良之事  
一 論所見之土地改良之事  
一 論所見之土地改良之事

一 論所見之土地改良之事  
一 論所見之土地改良之事  
一 論所見之土地改良之事  
一 論所見之土地改良之事

十二 論所見之國書經緯之事

一 論所見之國書經緯之事  
一 論所見之國書經緯之事  
一 論所見之國書經緯之事  
一 論所見之國書經緯之事

一 論所見之國書經緯之事  
一 論所見之國書經緯之事  
一 論所見之國書經緯之事  
一 論所見之國書經緯之事

一 論所見之國書經緯之事  
一 論所見之國書經緯之事  
一 論所見之國書經緯之事  
一 論所見之國書經緯之事

一 論所見之國書經緯之事  
一 論所見之國書經緯之事  
一 論所見之國書經緯之事  
一 論所見之國書經緯之事

書任事出下事

十三 一 裁紳可也月設物事

一 裁紳可也月設物事  
一 裁紳可也月設物事  
一 裁紳可也月設物事  
一 裁紳可也月設物事

古所出之紙白紙皮也... 此の或は素紙編起の類根... 古之書物多形也... 水帳之地面以人言其且... 形方... 福所... 漢文... 古之書物多形也... 水帳之地面以人言其且... 形方... 福所... 漢文...

古之書物多形也... 水帳之地面以人言其且... 形方... 福所... 漢文... 古之書物多形也... 水帳之地面以人言其且... 形方... 福所... 漢文...

福所... 漢文... 古之書物多形也... 水帳之地面以人言其且... 形方... 福所... 漢文...

六

一 山野海川入之場出入之事

一 山北上在村... 道... 出入... 漢文...

但亦... 出入...

一 地元の多... 出入... 漢文...

但地元の... 出入...

一 入合... 出入... 漢文...

一 入合... 出入... 漢文...

一 入合... 出入... 漢文...

一 入合... 出入... 漢文...

一 入合... 出入... 漢文...

一 入合... 出入... 漢文...

一 入合... 出入... 漢文...

一 入合... 出入... 漢文...



一 水橋より通浦に任例に沖橋を新設せしむる所あり  
 一 弘治の浦橋或は之の石橋を改修  
 一 運上弘治の磯古沖に九ヶ所を新設す  
 一 新橋を海軍に預け所を自派す  
 一 川通に京船運上於細くは此村に石橋を築く事あり別  
 船橋を築く  
 但し是れは村に材を限す

二 四郎境論事

一 四郎境に官庫あり水橋より或は河原水橋に於て  
 一 水橋より或は河原水橋に於て  
 一 水橋より或は河原水橋に於て

一 水橋より或は河原水橋に於て  
 一 水橋より或は河原水橋に於て  
 一 水橋より或は河原水橋に於て

三 材境論事

一 川原より或は河原水橋に於て  
 一 川原より或は河原水橋に於て  
 一 川原より或は河原水橋に於て

此等之制林也

一 如田畑之類川原之類等之類沙汰地之類深川向所  
等地之川原互別之類一類地進退之

但川向之方本地面之向為是類之類地進退之

一 双方進退之類之類力之類大通之類或之川中矣又之川原通見  
應之水通次并古田畑境之

一 飛馬持高之類境之類及沙汰進材之類之

一 別材之類之類之類之類國經之水帳次之

十七 一 田畑論

沖米平地面之類年百之類田畑年百之類之類

可也事

但年首之類回例類之類之類社之類及納之類之類

地頭之類

一 沖米平地面之類之類類之類之類之類之類

但地面之類之類之類之類之類之類之類

一 飛材之類之類之類之類之類之類之類之類

一 遠之類之類之類之類之類之類之類之類

事林之類

一 之地頭之類之類之類之類之類之類之類

一 及之類之類之類之類之類之類之類之類

一 之類之類之類之類之類之類之類之類

乙種

一 宇治由細切石

一 出化百石材在赤百石因作之役勤家屋例

一 赤陰候之双方主令ノ通例

但赤陰之程在赤陰ノ日陰之人或才と云々人ノ計亦  
之十割也

追加

一 赤陰ノ之ノ入云ノ此ノ理云々之候拂之あり  
御之過也

一 田畑ノ十年前赤陰ノ此ノ在候云々赤陰ノ又赤田  
之ノ之ノ謂云々赤陰ノ但赤陰之又之檢別ノ役者  
之云々上中下之役者

追加

一 水増しノ事我新ノ赤陰ノ此ノ在候云々赤陰ノ又赤田  
之云々上中下之役者

六 馬場河原市場ノ事

一 馬場河原之四圍往來ノ事

一 河原河原ノ此ノ在候云々赤陰ノ

但河原河原ノ此ノ在候云々赤陰ノ又赤田  
之云々上中下之役者

一 市場之材渡候ノ事

但市場之材渡候ノ事



一 中條ノ市新市ト云カキ市場ト云フモノモ  
但信ニヨリカケルカ

江戸之傳馬河ノ鞍對ニシテ江戸内ニ於テ貸種トモ停止ス  
但テ種場ヲ取テ核別

一 但テ種場ヲ取テ核別  
從テ種場ヲ取テ核別  
但種人種トモ取テ核別

追加

一 双方ニ於テテ種場ヲ取テ核別  
但種人種トモ取テ核別

一 從テ種場ヲ取テ核別  
但種人種トモ取テ核別

一 大抵種物ト云ク於テ種物入持中ニ多ク在リ種物及種取ト云ク  
道中ニ於テ種物ヲ取テ核別

道中ニ於テ種物ヲ取テ核別  
種門古例

一 種物出賣ト云ク於テ種物入持中ニ多ク在リ種物及種取ト云ク  
種門古例

種門古例

一 但商人ト云ク種物出賣ト云ク於テ種物入持中ニ多ク在リ種物及種取ト云ク  
種門古例

種門古例

一 種物出賣ト云ク於テ種物入持中ニ多ク在リ種物及種取ト云ク  
種門古例

種門古例

十九 一 種物出賣ト云ク

一 種物出賣ト云ク於テ種物入持中ニ多ク在リ種物及種取ト云ク  
種門古例

一 種物出賣ト云ク於テ種物入持中ニ多ク在リ種物及種取ト云ク  
種門古例

一 種物出賣ト云ク於テ種物入持中ニ多ク在リ種物及種取ト云ク  
種門古例

或日五出之事

二一 奉行不と操らるる事

- 一 願事と願程と在る上仰らる者 乙科
  - 一 おもひ果ると押信相と仰らる者 乙科
  - 一 石段と中とおと大智の出入者 乙科
  - 一 立合経念久安清らるる者 甲合
- 但諸法にあらざる事
- 一 他村の者主材と若く申合出入持諸法にあらざる事

三二 山家と相違の諸事百姓所へ事

- 一 町人百姓の事は社寺と異なりと出は家入組の切符
- 五科

三三 寺社方諸法人の別事

- 一 寺社諸法人の在りし事と異なりと願出諸物に別事
- 一 中より安んじたりと申す事と申す事と申す事
- 一 丁地分金と申す事と申す事と申す事
- 一 切寺の願事と申す事と申す事と申す事
- 一 寺社願事と申す事と申す事と申す事

- 一 神寺の出入帳を身取する事
- 一 寺院の出入帳を寺僧が取り持つ事
- 一 寺院の出入帳を寺僧が取り持つ事
- 一 寺院の出入帳を寺僧が取り持つ事

三十三

- 一 裁許并重利の儀より仕置る事
- 一 裁許の儀より
- 一 重利の儀より
- 一 裁許の儀より

三十四

- 一 出入帳の儀より
- 一 大所 盗賊 人殺 人勾引
- 一 盗賊 人殺 人勾引
- 一 盗賊 人殺 人勾引
- 一 盗賊 人殺 人勾引
- 一 盗賊 人殺 人勾引
- 一 盗賊 人殺 人勾引
- 一 盗賊 人殺 人勾引
- 一 盗賊 人殺 人勾引
- 一 盗賊 人殺 人勾引
- 一 盗賊 人殺 人勾引
- 一 盗賊 人殺 人勾引

三十五

- 一 盗取文押の儀より
- 一 盗取文押の儀より

とも子孫文之右抱理水方之裁判工仕事

三六

一 盜賊大津詮及少方仕事

一 盜賊大津詮及少方仕事  
大津詮及少方仕事

三七

一 四島山仕無仕事

一 運送仕事  
私曲之商人教者 大津 追刑  
徒意とし人家押込仕事  
人家中入り盗人  
部ら  
盗賊大津詮及少方仕事  
但信及之から私欲押込仕事  
之を信くはる仕事

盗下仕事

盗下仕事

右に四島山仕無仕事  
利一旦あること

以上之處古昔仕中々  
沙汰可ましく  
廿二月

以上之四島山仕無仕事

但十二ヶ月内より仕事  
廿二月以後古昔仕中々  
四島山

以上之仕事

三八

一 海式出入仕事

一 海式又之仕事  
出入仕事  
全海出入仕事  
他頭

之類仕中々  
出入仕事  
全海出入仕事  
他頭

地頭方取原の上首名を以てては向事

一 加判方へ恒々諸州并加判人より在りて人自來りて形由

遠方より書由信交りては、お力く、諸州へ通海或る日

正に別布送らるる余の上布目より若くして向事。

一 家包安親に日諸海より所内より勿論一形より早速に在る

書形より定ては、お力く、信形より及出入りより、上首名より

一 海式より及出入り通状より人組加判より、お力く、速状より海式

中見

一 重酒一判へ速状又へ書重より新酒目より向事より、お力く

海式より

一 又古酒子より海式極重より、お力く、組長より、海式より、お力く

一 又海式より極重より、お力く、向事より、お力く、お力く

一 海式より極重より、お力く、向事より、お力く、向事より、お力く

想願より、お力く、お力く

一 但速状へ速状より、お力く、お力く、お力く、お力く、お力く

一 然田畑より、お力く、お力く、お力く、お力く、お力く

一 速状へ通より、お力く、お力く、お力く、お力く、お力く

一 お力く、お力く、お力く、お力く、お力く、お力く、お力く、お力く

一 向事より、お力く、お力く、お力く、お力く、お力く

一 又向事より、お力く、お力く、お力く、お力く、お力く

一 お力く、お力く、お力く

一 若くは又信形より、お力く、お力く、お力く、お力く、お力く

持と令お到り極別不及載件

追加

— 自由し得る女子を巧く離縁し脱押送致す追加

— 女子出立以後に親類等から女子出立を阻むる事ありては又之を巧く女子

— 出立す

— 女子を姑くしその事案を全古例

— 仕し如く後妻を巧く離縁し其女を持と致す勿得出

— 入る事あり

— 妾を親元より屏退し其之日年を更張り其の離縁別立

— 行方去状を重くし其月一應更張り其屏退より離縁

— 此より致す

— 離縁状を更し其更方之日年より屏退を巧く其の計

— 嫁し其先夫より別立

— 離別し其持し其女房親元より其屏退より其送還果

— 持し其田細く及返更し其屏退より其

— 離縁女子離縁し其縁縁地より其更方より其到

— 其方其屏退より其持と令及出入り其方より其持と令

— 上り致す

— 家督譲渡帳目より其屏退より其離縁し其苦

— 天中より其別立

— 離縁女子其父より其屏退より其離別状より其更安

— 川より其及出入りより其屏退より其載致す

一 解送海軍... 安部... 文解... 持卷  
 一 及或... 離別... 上... 送... 持卷  
 一 若... 家... 義... 後... 海... 結... 離...  
 一 解... 子... 離... 出... 男子... 解... 方...  
 一 夫... 極... 後... 家... 後... 持...  
 一 夫... 死... 後... 家... 中... 後... 持...  
 一 家... 後... 子... 離... 持...  
 一 將... 家... 後... 家... 持... 令... 持... 持...  
 追加  
 一 先... 夫... 離... 事... 後... 持... 親... 持... 持...

一 人... 以... 持... 持... 持... 持... 持...  
 一 右... 女... 離... 別... 持... 持... 持... 持...  
 一 出... 事... 持... 持... 持... 持... 持... 持...  
 一 親... 持... 持... 持... 持... 持... 持... 持...  
 一 右... 持... 持... 持... 持... 持... 持... 持...  
 一 女... 房... 持... 持... 持... 持... 持... 持...  
 一 女... 房... 持... 持... 持... 持... 持... 持...  
 一 女... 房... 持... 持... 持... 持... 持... 持...  
 一 勤... 之... 眼... 持... 持... 持... 持... 持...

一 若女子之夫方有返しり以持令返之若女子之方有

り以持令返之若女子之方有

一 要し持令返之若女子之方有

但女子之方有親元<sup>の</sup>仰りりて新編<sup>の</sup>文<sup>を</sup>又し<sup>の</sup>信<sup>に</sup>有<sup>る</sup>友

一 裁<sup>り</sup>以<sup>て</sup>新<sup>編</sup>の<sup>文</sup>持<sup>つ</sup>て<sup>令</sup>返<sup>す</sup>

一 又死<sup>後</sup>に<sup>は</sup>家<sup>外</sup>に<sup>於</sup>て<sup>先</sup>夫<sup>の</sup>海<sup>成</sup>に<sup>て</sup>其<sup>の</sup>信<sup>を</sup>得<sup>る</sup>に<sup>も</sup>

同<sup>じ</sup>に<sup>も</sup>信<sup>を</sup>

一 體<sup>性</sup>の<sup>大</sup>難<sup>經</sup>に<sup>書</sup>く<sup>に</sup>夫<sup>の</sup>信<sup>に</sup>有<sup>る</sup>

但<sup>し</sup>其<sup>の</sup>夫<sup>の</sup>上<sup>の</sup>男<sup>子</sup>又<sup>し</sup>方<sup>の</sup>上<sup>の</sup>女<sup>子</sup>又<sup>し</sup>方<sup>の</sup>上<sup>の</sup>女<sup>子</sup>

一 若<sup>し</sup>女子<sup>が</sup>新<sup>編</sup>に<sup>上</sup>回<sup>り</sup>て<sup>同</sup>高<sup>き</sup>書<sup>法</sup>に<sup>あ</sup>る<sup>に</sup>若<sup>し</sup>女子<sup>が</sup>新<sup>編</sup>に<sup>上</sup>回<sup>り</sup>て

遠<sup>く</sup>に<sup>も</sup>其<sup>の</sup>所<sup>に</sup>在<sup>る</sup>に<sup>も</sup>退<sup>く</sup>

一 寺社<sup>に</sup>在<sup>る</sup>難<sup>經</sup>に<sup>あ</sup>る<sup>事</sup>

一 檀<sup>越</sup>の<sup>事</sup>に<sup>あ</sup>る<sup>に</sup>之<sup>の</sup>石<sup>の</sup>而<sup>に</sup>其<sup>の</sup>方<sup>の</sup>上<sup>の</sup>難<sup>經</sup>に<sup>あ</sup>る<sup>事</sup>

一 檀<sup>越</sup>の<sup>事</sup>に<sup>あ</sup>る<sup>に</sup>其<sup>の</sup>方<sup>の</sup>上<sup>の</sup>難<sup>經</sup>に<sup>あ</sup>る<sup>事</sup>

但<sup>し</sup>其<sup>の</sup>方<sup>の</sup>上<sup>の</sup>難<sup>經</sup>に<sup>あ</sup>る<sup>に</sup>其<sup>の</sup>方<sup>の</sup>上<sup>の</sup>難<sup>經</sup>に<sup>あ</sup>る<sup>事</sup>

之<sup>の</sup>上<sup>の</sup>方<sup>の</sup>上<sup>の</sup>難<sup>經</sup>に<sup>あ</sup>る<sup>に</sup>其<sup>の</sup>方<sup>の</sup>上<sup>の</sup>難<sup>經</sup>に<sup>あ</sup>る<sup>事</sup>

其<sup>の</sup>方<sup>の</sup>上<sup>の</sup>難<sup>經</sup>に<sup>あ</sup>る<sup>に</sup>其<sup>の</sup>方<sup>の</sup>上<sup>の</sup>難<sup>經</sup>に<sup>あ</sup>る<sup>事</sup>

一 檀<sup>越</sup>に<sup>あ</sup>る<sup>に</sup>其<sup>の</sup>方<sup>の</sup>上<sup>の</sup>難<sup>經</sup>に<sup>あ</sup>る<sup>事</sup>

一 檀<sup>越</sup>に<sup>あ</sup>る<sup>に</sup>其<sup>の</sup>方<sup>の</sup>上<sup>の</sup>難<sup>經</sup>に<sup>あ</sup>る<sup>事</sup>

一 檀<sup>越</sup>に<sup>あ</sup>る<sup>に</sup>其<sup>の</sup>方<sup>の</sup>上<sup>の</sup>難<sup>經</sup>に<sup>あ</sup>る<sup>事</sup>

一 檀<sup>越</sup>に<sup>あ</sup>る<sup>に</sup>其<sup>の</sup>方<sup>の</sup>上<sup>の</sup>難<sup>經</sup>に<sup>あ</sup>る<sup>事</sup>

一 檀<sup>越</sup>に<sup>あ</sup>る<sup>に</sup>其<sup>の</sup>方<sup>の</sup>上<sup>の</sup>難<sup>經</sup>に<sup>あ</sup>る<sup>事</sup>



會通且中... 乃乃... 乃乃...

乃乃... 乃乃...

且以寺之... 乃乃... 乃乃...

且以石... 乃乃...

且以石... 乃乃... 乃乃...

沙汰事

且以寺之... 乃乃... 乃乃...

乃乃... 乃乃...

但新且中... 乃乃... 乃乃...

新且... 乃乃...

且以... 乃乃... 乃乃...

且以... 乃乃... 乃乃...

乃乃... 乃乃...

寺院... 乃乃... 乃乃...

乃乃...

乃乃... 乃乃... 乃乃...

乃乃... 乃乃...

乃乃... 乃乃... 乃乃...

乃乃... 乃乃...

乃乃... 乃乃...

但... 乃乃... 乃乃...

乃乃... 乃乃...

但無<sub>レ</sub>從<sub>テ</sub>家<sub>ニ</sub>於<sub>リ</sub>た<sub>リ</sub>と<sub>ル</sub>事<sub>ニ</sub>女子<sub>ハ</sub>他<sub>ニ</sub>家<sub>ニ</sub>上<sub>テ</sub>縁<sub>内</sub>を<sub>以</sub>て  
家<sub>ニ</sub>於<sub>リ</sub>たり

一 任職<sub>出</sub>入<sub>能</sub>と<sub>シ</sub>家<sub>ニ</sub>於<sub>テ</sub>文<sub>字</sub>形<sub>ニ</sub>年<sub>延</sub>禮<sub>年</sub>寺<sub>所</sub>之<sub>名</sub>形<sub>ニ</sub>  
之<sub>心</sub>名<sub>刑</sub>年<sub>出</sub>

但<sub>且</sub>方<sub>と</sub>年<sub>公</sub>言<sub>之</sub>形<sub>清</sub>之<sub>事</sub> 通<sub>塞</sub>

一 名<sub>之</sub>寺<sub>法</sub>之<sub>縁</sub>由<sub>寺</sub>縁<sub>内</sub>之<sub>名</sub>形<sub>之</sub>加<sub>ノ</sub>寺<sub>之</sub>  
一 門<sub>中</sub>上<sub>在</sub>縁<sub>内</sub>力<sub>之</sub>法<sub>及</sub>之<sub>故</sub> 戸<sub>ノ</sub>

一 新<sub>地</sub>年<sub>新</sub>規<sub>ノ</sub>寺<sub>院</sub>号<sub>所</sub>之<sub>停</sub>止<sub>シ</sub>

但<sub>右</sub>之<sub>寺</sub>院<sub>号</sub>法<sub>及</sub>之<sub>縁</sub>内<sub>力</sub>之<sub>失</sub>レ<sub>レ</sub>寺<sub>之</sub>名<sub>目</sub>也

一 吉<sub>田</sub>家<sub>ノ</sub>許<sub>州</sub>と<sub>シ</sub>力<sub>之</sub>之<sub>之</sub>之<sub>之</sub>

但<sub>右</sub>之<sub>名</sub>社<sub>任</sub>中<sub>力</sub>失<sub>レ</sub>之<sub>事</sub>也<sub>山</sub>休<sub>之</sub>由<sub>寺</sub>縁<sub>内</sub>也

一 活<sub>字</sub>之<sub>心</sub>寺<sub>所</sub>不<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>之<sub>之</sub>政<sub>令</sub>之<sub>在</sub>海<sub>内</sub>之<sub>社</sub>人<sub>也</sub>  
社<sub>之</sub>之<sub>海</sub>内<sub>之</sub>也

一 新<sub>規</sub>之<sub>寺</sub>院<sub>ノ</sub>田<sub>畑</sub>於<sub>海</sub>内<sub>之</sub>也

之<sub>之</sub>也<sub>上</sub>力<sub>之</sub>之<sub>名</sub>之<sub>也</sub>也

但<sub>此</sub>之<sub>地</sub>頭<sub>也</sub>也<sub>也</sub>也<sub>也</sub>

三十一

一 新<sub>規</sub>之<sub>社</sub>之<sub>佛</sub>之<sub>系</sub>寺<sub>所</sub>也<sub>也</sub>也

一 新<sub>規</sub>之<sub>社</sub>之<sub>佛</sub>之<sub>系</sub>寺<sub>所</sub>也<sub>也</sub>也

所<sub>拂</sub>之<sub>系</sub>寺<sub>所</sub>之<sub>通</sub>塞<sub>人</sub>之<sub>也</sub>也

一 寺<sub>所</sub>之<sub>系</sub>寺<sub>所</sub>之<sub>通</sub>塞<sub>人</sub>之<sub>也</sub>也

一 寺<sub>所</sub>之<sub>系</sub>寺<sub>所</sub>之<sub>通</sub>塞<sub>人</sub>之<sub>也</sub>也

所辨

但所方在方丈人等之しは高し名をさす之科組以五人組  
之科之十日以上持重子持出つて所在も名を後上

追加

- 一 新規之名を仕上り村の上送をより力くして既年未之村名  
之組改進致古例
- 一 畑之やうに申虚伝く申上り札系にさすて聖法に於て論布  
川の上上 不罪

三十一

- 一 妻北より内務から菩提の寺院に仕上り事  
之妻北より内務から菩提の寺  
二十日 通書

三十二

- 一 舞所と海山城といふ事系所を思ふに昔に仕上り事  
舞石取通敷山城といふ事於て所 破書
- 一 但男に海月山城といふ事女に奴 破書
- 一 同業内より申上り 破書
- 一 同業内より申上り 追加
- 一 但女に奴
- 一 奴に女を要する事よりいふ事於て先日致し教先
- 一 且南島所を女に連及に在りし事 申追加
- 一 但女に願をいふ事

三十三

- 一 渡路地者し材方外等事

一 浣洗池不持以中者

江戸十里四方

遠島

一 石外集以列中進放

集以列外

所掛

一 同方以中

石目以

一 浣洗池不持以材方

江戸十里四方

主之料

一 供石古古以材方

石之担頭

江戸十里四方

一 石外集以列 主之料

一 浣洗池不持以中者

江戸十里四方

之料

一 同方以材方

惠百姓以田場内一十年有之志

之唐

一 早場内浣洗池之形以上中者

田場内

野上役可出放

一 但此早中材之浣洗池不持以中者

任可出放

一 浣洗池不持以中者

江戸十里四方

津原屋次

浪以拾取

一 同方人仕以中

日取

日

浪以拾取

三十一

一 田場中者教生以中者

一 網或手橋鏡中者教生以中者

之料

一 中者教生以中者材方

名之

之料

一 浣洗池不持以中者

名之

之料

一 但此中者教生以中者

一 握網場中者浣洗池不持以中者

一 握網場教生人仕以中者

一 中者教生以中者

一 押しより存置りしごとく今もあまらむし  
 一 洞窟し鳥退きしよりあつて戸ノ或は退きしもの之を  
 存置りし飲見告とのこり存置りし今もあまらむし

三六

一 材方戸ノ事

一 材方戸ノ事  
 但江戸西流材方西奉りし所  
 之料より附りし之料より  
 付りし事

三七

一 材方出入江戸名物新用材別今事

一 都らるる或は物より江戸名物新用材  
 之扱より或は物より江戸名物新用材  
 之扱より或は物より江戸名物新用材  
 之扱より或は物より江戸名物新用材

三七

一 江戸名物新用材別今事

一 江戸名物新用材別今事  
 一 江戸名物新用材別今事  
 一 江戸名物新用材別今事

外官惣出るとは所々口代官不付押さる事也  
此等事は所々材申別命とす事

一 山形縣米地頭上五納付振替材入札とす出入入用事  
下有別命

但入札百兩者一日別命とす事

一 山形縣方浦方取立塩漬玉とす又とす山形縣米地頭所  
並抱下人五人別別とす事

但下女とす人別とす事

一 山林形米と類入とす地と別命とす入札百兩者一日可有  
別命

一 山形縣入札動化と加やとす事

一 山形縣金極出入とす事

二六

一 人別帳と加付者有無とす事

一 人別帳と加付者有無とす事  
若人年名とす  
所掛

名とす之科 組別とす

一 下女と名とす一とす人別帳と加付者有無とす事  
若とす之科

二七

一 賜狀と名とすの口はとす事

一 賜狀と名とすの口はとす事  
持心とす事  
恒退放

但此處又... 亦持... 之制...

三十九

一 壁 大罪 撤門 飛羅 遠島 主進放  
右口仕重... 田畑... 申進放...  
但... 申進放...

一 高... 申進放...  
一 申進放...  
一 申進放...  
一 申進放...

但田畑... 遠... 申進放...  
一 申進放...

心元全之... 事

一 又... 田畑... 事

但... 事

一 此... 事

但... 事

細...

一 所在... 事

四十一

一 地頭... 事

一 惣... 事

惣... 事

但... 事

但... 事

一 材... 事

谷... 事

之... 事

市... 事

但... 事



一 水代浪中地方之事

一 田畑在安中田原出成之事

但此下上田原之田原出成之事

此田原出成之事

此田原出成之事

一 水代浪中田畑在安中田原出成之事

此田原出成之事

此田原出成之事

但此田原出成之事

一 田畑在安中田原出成之事

一 田畑在安中田原出成之事

加刺名を伝承之事

一 田畑在安中田原出成之事

此田原出成之事

此田原出成之事

此田原出成之事

此田原出成之事

此田原出成之事

一 田畑在安中田原出成之事

一 田畑在安中田原出成之事

此田原出成之事

此田原出成之事

此田原出成之事

此田原出成之事

一 指西上之石... 一百日限... 一 石指西上之石... 二百日限

一 百石以上... 三月限... 一 百石以上... 十二月限

一 石日限... 指西上之石... 指西上之石...

一 信令限之...

一 信令限... 祠老令... 官令... 主智令... 先烟令

一 職人之令... 持令... 官令... 官我令... 仕入令

一 信令... 指西上之石... 指西上之石... 指西上之石...

一 信令...

一 信令... 指西上之石... 指西上之石... 指西上之石...

一 信令... 指西上之石... 指西上之石... 指西上之石...

一 信令... 指西上之石... 指西上之石...

一 信令... 指西上之石... 指西上之石... 指西上之石...

一 信令... 指西上之石... 指西上之石...

石新智令と石新信とと遠く在る石新智令中は石新信  
信令と石新信文とと石新信令とと石新信令とと

新信

一 石新信令と石新信令と石新信令と石新信令と石新信令と  
石新信令と石新信令と石新信令と石新信令と石新信令と

但一紙目安し内方と石新信令と石新信令と石新信令と

一 信令限多しと石新信令と石新信令と石新信令と石新信令と  
石新信令と石新信令と石新信令と石新信令と石新信令と

但切令と元令と石新信令と石新信令と石新信令と石新信令と  
石新信令と石新信令と石新信令と石新信令と石新信令と

但切令と元令と石新信令と石新信令と石新信令と石新信令と  
石新信令と石新信令と石新信令と石新信令と石新信令と

一 但切令と元令と石新信令と石新信令と石新信令と石新信令と  
石新信令と石新信令と石新信令と石新信令と石新信令と

一 但切令と元令と石新信令と石新信令と石新信令と石新信令と  
石新信令と石新信令と石新信令と石新信令と石新信令と

石新信令と石新信令と石新信令と石新信令と石新信令と

追加

一 西人連判の命令は、伊文に於て人証の集りて連合謝の返令は、  
 之より文の書き出しに在りて、其人証の集りて、爲る權柄の依りて、  
 之より、之より、之より、  
 一 通判の命令と、其の人の証の集りて、  
 一 通判の命令と、其の人の証の集りて、  
 一 通判の命令と、其の人の証の集りて、

甲二

一 以上の上の事  
 一 日英法の通判の証の命令の形は、  
 一 日英法の通判の証の命令の形は、

一 日英法の通判の証の命令の形は、  
 一 日英法の通判の証の命令の形は、

一 日英法の通判の証の命令の形は、  
 一 日英法の通判の証の命令の形は、

一 日英法の通判の証の命令の形は、  
 一 日英法の通判の証の命令の形は、

追加

一 日英法の通判の証の命令の形は、  
 一 日英法の通判の証の命令の形は、

年賦澄文

享保四年

一 全何程

元文何年

一 全何程

享保何年

一 全何程

石ノ全字は保何年賦之謝文云

延享二丑年

信

誰

誰

石ノ全字は保何年賦之謝文云  
清殿石棟守及上謝石ノ全字は保何年賦之謝文云  
肥後守及上相法石西奉行所石出石ノ全字は保何年賦之謝文云  
石ノ全字は保何年賦之謝文云

享六月

一 全何程

日

一 全何程

日

一 全何程

日

但澄文候、石ノ全字は保何年賦之謝文云  
石ノ全字は保何年賦之謝文云  
石ノ全字は保何年賦之謝文云  
石ノ全字は保何年賦之謝文云

一 全何程

但澄文候、石ノ全字は保何年賦之謝文云

一 全何程

石ノ全字は保何年賦之謝文云

四十六

一 為し信令の成り進め申上り申す事

一 為し申す事の成り進め申上り申す事の成り進め申上り申す事  
ちのちの成り進め申上り申す事

四十七

一 利息定法申す事

一 利息定法申す事の成り進め申上り申す事  
申す事

四十八

一 信令限の指定日申す事

一 毎月 四日 十日

在毎月申す信令限の成り進め申上り申す事

四十九

一 信令限の成り進め申す事

一 信令限の成り進め申す事の成り進め申上り申す事  
申す事の成り進め申上り申す事の成り進め申上り申す事  
申す事の成り進め申上り申す事の成り進め申上り申す事  
申す事の成り進め申上り申す事の成り進め申上り申す事

五十

一 信令限の成り進め申す事

一 信令限の成り進め申す事の成り進め申上り申す事  
申す事の成り進め申上り申す事の成り進め申上り申す事  
申す事の成り進め申上り申す事の成り進め申上り申す事  
申す事の成り進め申上り申す事の成り進め申上り申す事  
申す事の成り進め申上り申す事の成り進め申上り申す事

字一 家賃金滞日限之事

- 一 金之積兩以下 十日限 一 金之積兩以上 十日限
- 一 金之積兩以上 十日限 一 金之積兩以上 十日限

但可取之金に見今日限之日

金之積兩以上 主限 十日限

右日限之日は右限日滞日之事

- 一 滞日限之日は右限日滞日之事 但可取之金に見今日限之日 十日限

但可取之金に見今日限之日

- 一 滞日限之日は右限日滞日之事 但可取之金に見今日限之日 十日限

但可取之金に見今日限之日

但日限之日は右限日滞日之事

字二

- 一 寺社所入之書入又寺社所入之書入

信主退院 證人 寺院 過客 俗人 主頭

但可取之金に見今日限之日

- 一 滞日限之日は右限日滞日之事

滞日限之日は右限日滞日之事

字三

- 一 二重債之書入又二重債之書入

- 一 田畑屋敷之書入又田畑屋敷之書入

名之付遺放 加判人所拂

但二重書入可同以田畑屋敷建家等物に今日限日滞日之事

滞日限之日は右限日滞日之事

債入之 申遺放

く中進放流し令之及存借地書入主權文をわかれ  
江戸十里四方進放

一 諸商物代金法水と京と海外とに主債とし又とる可き  
不償之金并寄附金銀格取中より令之を格取  
以上雜物代金積り格取位以上と京銀格取以下雜物  
代金積り格取位以下と入墨取

但先ず入寄中代金又と商物取と取附とわかれ格取  
以上と江戸押格取以下と不辨  
右買方よりよの取不と取し商物取とと京方と取事

五三一 且船荷物出賣并船荷物押願

一 且船荷物出賣出買の中よりの賣主買主と主と之種  
但船荷物代金取上と船物と同仕取船取事

一 舟取或は船取格取船物と押願の中よりの  
船取概門 上と概門 水と入墨と上と取

但吟取と上浦澄文と方とと船取と取と船取不中  
格取船取の中よりのわかれと船取と種格取文上と取と貴水  
主と格取

一 遭取風舟取の中よりの格取船物と格取取と船取と  
取取と取取と格取と取取と概門

一 因取船物自と取取と入取と取取と取取と  
因取取と取取と列金材料と取取と取取と取取と



一 同前如内主事抄定公世経に記す所の  
一 目録物記す所の世経に記す所の  
主事科

条一

一 信令羊白紙の形多し令限信成す所の  
一 信令羊白紙の形多し令限信成す所の  
沙汰双方も控へたる科す事  
但令主信す所の科有敷し信し石抱え上り想し  
下り事

条二

一 信令羊白紙の形多し令限信成す所の  
一 令限信成す所の信文及も形多し  
令限信成す所の信文及も形多し

此中記す所の信文及も形多し  
信文及も形多し  
但令主信す所の科有敷し信し石抱え上り想し  
下り事

条六

一 信令羊白紙の形多し令限信成す所の  
一 信令羊白紙の形多し令限信成す所の  
信文及も形多し

条七

一 奉公人信令羊白紙の形多し令限信成す所の  
一 奉公人信令羊白紙の形多し令限信成す所の  
信文及も形多し

身似浪中舟  
一 市井事

追加

一 甚么人个前  
限身中比

但给令十日初  
清令为上浪  
落人科  
科之知为代  
或之方甚之人

石目以

一 给令出入之人  
给令出入之人

法入改  
但右立智令  
甚之人病  
法入因累

但给令上附  
九进以  
甚之人  
但以活  
台落甚之人  
予之科

法人之科

一 法入上附  
九进以

甚之人  
但以活

台落甚之人

一 台落甚之人  
予之科

予之科

但五洲といふものより十日也尋て中事

之進も亦於重辨を實とて為底なり

但今更に抄を考へて其の如くはてしなく抄て中事

之進も亦其の如くはてしなく抄て中事 江守中事 進 故

其の如くはてしなく抄て中事

漸て中事

之進も亦其の如くはてしなく抄て中事

高岩も其の如くはてしなく抄て中事

但更に其の如くはてしなく抄て中事

因に其の如くはてしなく抄て中事

其の如くはてしなく抄て中事

其の如くはてしなく抄て中事

其の如くはてしなく抄て中事

或は其の如くはてしなく抄て中事

其の如くはてしなく抄て中事

但更に其の如くはてしなく抄て中事

其の如くはてしなく抄て中事

人宿も其の如くはてしなく抄て中事

其の如くはてしなく抄て中事

其の如くはてしなく抄て中事

其の如くはてしなく抄て中事

其の如くはてしなく抄て中事

自心之起之智其人之行也  
正午甲子方  
追放

但其人列命判實亦能令商之也  
死之方為其名

此之 罪

一 个仕業方其見其子之業其多故其行也  
所排

但个仕業方其見其行也其多故其行也  
此

一 其子其行也其多故其行也  
雜物

一 其行也其多故其行也  
進放

一 其行也其多故其行也  
禮令其多故人其行也

人人之 罪

一 其人之列命其行也其多故其行也  
之放

但二行以上之 罪人 罪

一 其子自心之起及其行也其多故其行也  
任排

一 但令人者其子自心之起及其行也其多故其行也  
其行也其多故人其行也

一 其行也其多故其行也  
其行也其多故人其行也

一 其行也其多故其行也  
其行也其多故人其行也

一 其行也其多故其行也  
其行也其多故人其行也

一 但令人者其子其行也其多故其行也  
其行也其多故人其行也

一 其行也其多故其行也  
其行也其多故人其行也

一 其行也其多故其行也  
其行也其多故人其行也

其行也其多故其行也  
其行也其多故人其行也

但令人者其子其行也其多故其行也  
其行也其多故人其行也

欠宿事之人は遣ふ事

一 先之より先之風之近近者 令指右の上雜物也 代修指右位以上 孔 罪

令指右の上雜物也 代修指右位以上 入里鼓

但先之入穿中其近之系鼓僅之指右以上少之之人

雖通馬令中其近之石は往指下事

一 使之者持之より近之 令指右の上雜物也 代修指右位以上 孔 罪

令指右の上雜物也 代修指右位以上 入里鼓

但先之入穿中其近之系鼓僅之指右以上少之之人

通馬令中其近之石は往指下事

一 巧之者も其の修之近之 令指右の上雜物也 代修指右位以上 孔 罪

一 令指右の上雜物也 代修指右位以上 孔 罪

欠宿事之人は遣ふ事

一 先之より先之風之近近者 令指右の上雜物也 代修指右位以上 孔 罪

但先之入穿中其近之系鼓僅之指右以上少之之人

雖通馬令中其近之石は往指下事

一 巧之者も其の修之近之 令指右の上雜物也 代修指右位以上 孔 罪

一 令指右の上雜物也 代修指右位以上 孔 罪

家出少中八月十五日三編後百戸渡事

辛一 檢子之身は仕立事

一 合子之海子と世子と檢子と

但切教ノ教カカク

世一上 檢川 早 礎

一 檢子方と内訌と海子と檢子と 若人河井

世子之科 人組之科 石上之科

但吟集之上名之入組家と海子と

辛二 養娘檢女奉立事

一 海子若く若娘檢女奉立事

但昇殿ノ事

海子檢女方ノ事

父方中ノ事

海子檢女方ノ事

辛三 海子女は遣事

一 海子女中ノ事

海子ノ地仕立事

海子ノ上ノ事

海子ノ身ノ事

但中ノ事

一 久組之科 名主年之科 比今午年自中夜爰以上

地代に依りて納め今年より一元地以上は返す事

但地に在るは右目より一斗又ハ壹斗並一斗或は同姓

中夜の地は中夜より爰

一 以持持人又ハ以利益所人お願に爰も今年より右目

但右目

一 寺社川名所爰も右目

但寺院社名所は右目より一斗並一斗或は同姓

中夜の地は中夜より爰

一 田地係所は右目

但寺院社名所は右目

一 高田より一斗或は世より一斗或は一斗或は一斗或は一斗

但川湯より一斗或は一斗或は一斗或は一斗或は一斗

以上一斗及外は事

一 瀬子に於て壹斗或は一斗或は一斗或は一斗或は一斗

家名之科 地名之科

但地を以て所より在るは右目より一斗或は一斗或は一斗

一 流壹斗或は一斗或は一斗或は一斗或は一斗

但地を以て所より在るは右目より一斗或は一斗或は一斗

中夜事

一 妾居少中其妾不離日其男不離

一 妾居少男如之支教少一

一 妾夫之教一妾居少中一

但之妾夫逃去少一妾居少中一

一 女同居少一妾居少中其妾不離日其男不離

一 妾居少中其妾不離日其男不離

一 妾夫之教一妾居少中一

一 妾夫少中一妾居少中一

但之妾夫逃去少一妾居少中一

一 妾居少中一妾居少中一

一 妾夫之教一妾居少中一

妾居少中

妾居少中

妾居少中

妾居少中

妾居少中

妾居少中

妾居少中

妾居少中

妾居少中

妾居少中

女子不離

一 妾居少中其妾不離日其男不離

一 妾居少男如之支教少一

但之妾夫逃去少一妾居少中一

一 女同居少一妾居少中其妾不離日其男不離

一 妾居少中其妾不離日其男不離

一 妾夫之教一妾居少中一

但之妾夫逃去少一妾居少中一

一 妾居少中一妾居少中一

但之妾夫逃去少一妾居少中一

一 妾夫之教一妾居少中一

妾居少中

妾居少中

妾居少中

妾居少中

妾居少中

妾居少中

妾居少中

妾居少中

妾居少中

妾居少中



但此は男目以

一人の嫁と云ふは中より

中進放

但女も同様扱親元は

主人の嫁と云ふは中より

所掛

知娘も女目以中より

遠島

女目以女目押中より

中進放

夫も女も云ふは中より

夫も女も云ふは中より

他も云ふは又も所人

女も一人の嫁目以

夫も女も云ふは中より

所掛

夫も女も云ふは中より

夫も女も云ふは中より

夫も女も云ふは中より

夫も女も云ふは中より

夫も女も云ふは中より

夫も女も云ふは中より

但百姓も同扱は

一人の嫁と云ふは中より

所掛

一人の嫁と云ふは中より

遠島

一人の嫁と云ふは中より

但此は男目以

中進放

字一

一 縁法極娘の縁を家との事

一 縁法極娘の縁を家との事  
切殺り親見成らぬ  
縁法極娘の縁を家との事

一 縁法極娘の縁を家との事

但女を極と利親元と極

順道放

字二

一 男女中命を果はりの事

一 石取中命を果はりの事

一 但一方命を果はりの事

一 双方命を果はりの事

一 一人より女を果はりは損一人命を果はりの事

二人より  
一人より

字三

一 女犯の傍に侍る事

一 寺坊の傍に侍る事

一 寺坊の傍に侍る事

臨上寺坊の頭より侍  
寺坊の傍に侍る事

林門

字七

一 三宮流石の文を施は侍る事

一 三才の配 類は法をさし先り若くは法を中にも 遠く

但さく先りより後へさくさるるは法を中にも 所 拵  
文を拵

一 同修法を文の上を先り若くは法を中にも 意 遠

但法を中にも先り若くは法を中にも 意 遠

一 同修法を文の上を先り若くは法を中にも 意 遠

但法を中にも先り若くは法を中にも 意 遠

一 同修法を文の上を先り若くは法を中にも 意 遠

但法を中にも先り若くは法を中にも 意 遠

一 同修法を文の上を先り若くは法を中にも 意 遠

但法を中にも先り若くは法を中にも 意 遠

細頭と四細の上と拵

一 同修法を文の上を先り若くは法を中にも 意 遠  
但法を中にも先り若くは法を中にも 意 遠

一 三才の配 類は法をさし先り若くは法を中にも 遠く

但さく先りより後へさくさるるは法を中にも 所 拵  
文を拵

一 同修法を文の上を先り若くは法を中にも 意 遠

但法を中にも先り若くは法を中にも 意 遠

一 同修法を文の上を先り若くは法を中にも 意 遠

但法を中にも先り若くは法を中にも 意 遠

藤之上は種く之科の属に属せしむるものなり其類文或は之類文  
之類

或は土居安らむ仕物乗しやらむもの

悪心乗持らむもの

身月物乗持らむもの

之類に附し者今元来第室しある物乗者希有なり其類文

もの中より其上を起し之科の上

田地を居安らむ上

但今年之元地より区一とせし物も其類に属せしむるものなり

年之区一とせし

此の事自極く高きものなるものなり物乗者自より之類に属せしむるものなり

之類に属しものなるものなり

之類に附し物乗者希有なり其類に属せしむるものなり

其類に属し物乗者希有なり其類に属せしむるものなり

但在此方親類の人組も之類

同名者 西在古之類の類文 西内之類に属せしむるものなり

其類文 向側より起し之類

但在此方之類に属し之類

此の事其類に属し之類

但在此方之類に属し之類

同名者之類に属し之類

但在此方

之類に属し之類

一 仲之右の者今も子金目と爲り申す物乗る程に今も金目今も内自  
りも取らざるもの

但物乗り候へば世に申すや成らば今も金目今も貫と申す申出候

一 早も角も物乗おらるもの

五科

但之度以上早も角と申すもの

申出候

一 都白之三所物乗方其邊と申すは仕無一件内達と爲りもの  
み今年之は抄と申す 此れは申すに在候事

但所拂以上は仕無ものも物乗一ト通りと申すに在候事  
一事

一 三三所物乗方其邊と申すは内達と申すに在候事  
其内達と申すは仕無ものも物乗一ト通りと申すに在候事

宿の事候人の組名と一所と申すもの事候事

但在方も在候事

一 三三所物乗者同今元宿物乗方角と申す宿物乗りもの  
其邊と申すは内達と申すに在候事  
浪成拾枚

但勿拾枚札を申すは浪成と申すもの事候事  
み今年之は抄に在候事

辛九一 盗人申仕置候事

一 都白盗物と申すは盗人申すもの事候事  
二 爲換矢白海盗物と申すは盗人申すもの事候事

ヤシキ

人を教へ盗りしもの

川早

極門

盗り入り物も人の所へしもの

盗物持てし  
お返し

極門

但忍入りしものも盗りしもの

死罪

盗り入り物も人の所へしもの

死罪

盗り入り物も人の所へしもの

極門

目録 死罪

盗り入り物も人の所へしもの

盗りしもの

死罪

但忍入りしものも盗りしもの

盗りしもの

入里

死罪

盗り入り物も人の所へしもの

死罪

斤端より不形しもの

死罪

追剥しもの

極門

追剥しもの

死罪

も元より不形しもの

拾得しもの

死罪

目録より不形しもの

入里

盗り入り物も人の所へしもの

取らぬもの

死罪

盗り入り物も人の所へしもの

但忍入りしもの

死罪

盗り入り物も人の所へしもの

死罪

但取ふふたつ

跡上

所掛

山林ノ竹木中全盗伐ししもの

跡

主追放

跡方ノ産ししもの

日類

之料

跡方ノ産ししもの

入書上

放

一旦跡方取上り跡方盗ししもの

放

途中より盗ししもの

放

橋ノ下欄又ノ或る産方ノ跡物外ししもの

主放

湯屋より盗ししもの

放

跡方盗人ノ者ししもの

不掛

盗物より存世後ししもの

放

盗物より存世ししもの

放

盗物買

入書上

放

但年々其の概積ししもの

死罪

盗物より存又買ししもの

入書上

放

盗物より存其の出るに似しもの

之料

但或る産方より盗ししもの

江戸掛

斤端より盗ししもの

引書上

掛

家産より盗ししもの

引書上

死罪

盗人

引書上

死罪

盗人より捕獲ししもの

引書上

放

但或る産方より盗ししもの

引書上

引書上

盗人より捕獲ししもの

引書上

引書上

盗物と石炭を譲り渡す事  
但し、譲渡人として譲渡する事

但し、譲渡人として譲渡する事

土地の権利を譲渡する事

土地の権利を譲渡する事

盗物と石炭を譲り渡す事

河川内を航行する事

石炭を譲渡する事

所掛

礫

七十一 盗物債権の買取り

盗物と石炭を譲り渡す事

土地の権利を譲渡する事

土地の権利を譲渡する事

土地の権利を譲渡する事

盗物と石炭を譲り渡す事

土地の権利を譲渡する事

土地の権利を譲渡する事

土地の権利を譲渡する事



いづ 公の親以上の事

盗物より海買の事 押しつけの事 先取の事 在り候事  
買戻の事 盗物の事 公の返す事 盗人の事 初段買の事  
換合の事 押合の事

但書先少の事 知らざる事 初段買の事 公の事 盗物の事 公の事

依条物所納の事 公の事 無事 公の事 江戸押

細合の事 公の事 商物細合の事 公の事 商物細合の事 公の事 江戸押

公の事 公の事 公の事 公の事 公の事 公の事 江戸押

但所觸の事 公の事 公の事 公の事 公の事 公の事

七十一 惣書上の事

一 惣書上の事 公の事 公の事 公の事 公の事 公の事

公の事 公の事 公の事 公の事 公の事 公の事

公の事 公の事 公の事 公の事 公の事 公の事

公の事 公の事 公の事 公の事 公の事 公の事

公の事 公の事 公の事 公の事 公の事 公の事

七十二

一 惣書上の事 公の事 公の事 公の事 公の事 公の事

公の事 公の事 公の事 公の事 公の事 公の事

公の事 公の事 公の事 公の事 公の事 公の事

但此を以て名を以て人組と爲すあり

在方々各目以

と梅

一 養死を以て名を以て人組と爲すあり  
此れを以て名を以て人組と爲すあり  
此れを以て名を以て人組と爲すあり

但右目以

七十三 拾ひ物の事

一 拾ひ物の事  
拾ひ物の事  
拾ひ物の事  
拾ひ物の事  
拾ひ物の事  
拾ひ物の事  
拾ひ物の事  
拾ひ物の事  
拾ひ物の事  
拾ひ物の事

七十四 拾ひ物の事

一 拾ひ物の事  
拾ひ物の事  
拾ひ物の事  
拾ひ物の事  
拾ひ物の事  
拾ひ物の事  
拾ひ物の事  
拾ひ物の事  
拾ひ物の事  
拾ひ物の事

七十五 一人の事

一人の事

孔叢

一 句門より列命責をりて名をり

重追放

七十六

一 謀書詔判の申らるるの由は重事

川上

一 詔書詔判の申らるるの由

御門

但加判人

死罪

一 詔書及御旨の由は詔書に由る

重追放

一 詔書と詔判との見逃しを命ずる

御門

一 詔書事身御旨の由は詔書に由る

御門

所掛

七十七

一 古札後拾文の申らるるの由は重事

一 遠追を命ずる詔書詔判を拾文の申らるるの由は死罪

一 送留を命ずる詔書詔判を拾文の申らるるの由は死罪  
及御旨の由は詔書に由る  
中追放

七十八

一 巧事詔判の申らるるの由は重事

一 巧事詔判の申らるるの由は重事  
詔書詔判の申らるるの由は重事  
巧事詔判の申らるるの由は重事

人々詔判申書よりの申らるる御旨の由は重事

死罪

但重事詔判の申らるるの由は重事

一 巧事詔判の申らるるの由は重事  
詔書詔判の申らるるの由は重事  
巧事詔判の申らるるの由は重事

御門

但巧事詔判の申らるるの由は重事

巧事詔判の申らるるの由は重事

死罪

一 巧事詔判の申らるるの由は重事  
詔書詔判の申らるるの由は重事  
巧事詔判の申らるるの由は重事

若人の証言なり

樹門

但し其の証言は其の証言なり

中道放

一 其の証言は其の証言なり

擲りしもの

一

但し其の証言は其の証言なり

孔羅

一 其の証言は其の証言なり

孔羅

一 其の証言は其の証言なり

もの

但し其の証言は其の証言なり

一 其の証言は其の証言なり

一 其の証言は其の証言なり

七九

一 其の証言は其の証言なり

一 其の証言は其の証言なり

一 其の証言は其の証言なり

一 其の証言は其の証言なり

一 其の証言は其の証言なり

一 其の証言は其の証言なり

一 其の証言は其の証言なり

致

回羅

中道放

一 其の証言は其の証言なり

入書上

一人親遊通と云ふる遊と申すは中々之を大に可成出たり  
名を又人組親類と云ふ出立は此の如く下けり

追加

一 下女自ら首領とて如く親類と云ふ人々人を教ふ中城下女  
と云ふ所許也

一 此種取つて巧と云ふ所人々一々あり  
中退放

一 人を教へたる中城下女  
中退放

一 但し巧事ありて是に由り為る事あり  
取

一 女は所々中城下女と云ふ事あり  
之料

一 同安言判事あり万々文に依りてあり  
中退放

一 若し海に上りて

一 中退放  
一 中退放  
一 中退放  
一 中退放

八十一

一 毒薬并仙薬種書には在り事

一 毒薬種書にあり

一 仙薬種書にあり

川岸上

取

取

日

八十二

一 仙令浪振りの心は在り事

一 仙令浪振りの心

川岸上

取

仙符仙林条午捲より山仕在事

一 仙符捲より

川早上

楸門

但掛目遠より

川早上

中込殿

一 仙林捲より

但入目遠より

川早上

新掛

柴火月結より事

一 身日出より少る十日以上大元新焼より十日押込

但少る掛より少る十日以上焼より十日押込

新焼より少る十日以上焼より十日押込

一 新焼日結より 運清より少る十日以上新焼 新焼

運清去年 新運局中より掛より十日以上焼より十日押込

大元より十日以上焼より十日押込

但去社古中より十日以上焼より十日押込

大元より十日以上焼より十日押込

但去社古中より十日以上焼より十日押込

但去社古中より十日以上焼より十日押込

但去社古中より十日以上焼より十日押込

但去社古中より十日以上焼より十日押込

但去社古中より十日以上焼より十日押込

但去社古中より十日以上焼より十日押込

但去社古中より十日以上焼より十日押込

一 才社門首古出立之者日少は格方以上焼火より一々社  
 不及格 津波自然言 遷漸之名且 七二宮 津殿  
 津波 遷漸の自本 津道百年中少は格方以上焼火者自  
 之所より以上焼火より一々社十日遷一門首より一々  
 格方四方因以

公人

一 出湖四は重之者

一 出湖四は重之者

一 人少物古は重之者

但物より

一 相方古出湖四は重之者

日中格  
若手格

出湖四は重之者

出湖四は重之者

出湖

出湖

出湖

公人

一 人教兼海は重之者

一 人教 二日晒 一日晒

一 右ふ湖は重之者 人教を働多少の科書に於て建重之者  
 出湖は重之者 所所申出湖一上出湖二百中事  
 但物に重之者 白建重二百中  
 相方古出湖四は重之者 於て格方出湖は重之者 所所申出湖一上  
 出湖は重之者 二百中事

右出湖は重之者 部と脚と事

出湖は重之者 年と城形は重之者

出湖は重之者 人教を働多少の科

人教を働多少

出湖は重之者

出湖

出湖

出湖

之入る者も有らむもの

晒上

碁

切つて置かざらんもの

晒上

碁

古きと教はらむもの

川上

碁

同好も有らむもの

碁

同切つて置かざらんもの

川上

碁

地をくち取らむもの

碁

同好も有らむもの

川上

碁

元地をくち取らむもの

川上

碁

同好も有らむもの

川上

碁

之入る親を教はらむもの

日

碁

同好も有らむもの

碁

同切つて置かざらんもの

碁

但しおなじ家ならん

遠山

碁

親教

川上

碁

同好も有らむもの

碁

同切つて置かざらんもの

碁

酒杯上伯父と世村身合はむもの

川上

碁

男任又伯父兄弟を教はらむもの

川上

碁

同好も有らむもの

碁

碁

此の世をくち取り置かざらんもの

碁

碁

但し教はらむもの

碁

中絶帰姓と教はらむもの

碁

碁



追加

形く山林を先登候し〜到山極手にお扱ひ候方也此止  
るお教上り〜兄上致し備忽し候方也

進 放

子供自思意共々〜之も教言し仕形致候下  
右候候云も二仕置〜の事協共候知致し致す

所 掛

師通と教りとの

啓

因形と教りとの

孔 最

支離文の者をも教りとの

楓 づ

因一教不存るも麻布履候との

孔 最

毒害しし人をも教りとの

楓 づ

但毒害しし人をも教りとの

遠 島

川上上

人と教りとの

下 人

人と教りとの

遠 島

但教上り人をも教りとの

下 人

若き少中一人をも教りとの

下 人

若き少中一人をも教りとの

遠 島

自ら教りて形と〜心と〜致教言〜と候付或は誤

る〜人をも遠島と合し麻布履候との

孔 最

但切教りとの

楓 づ

大智と人とお擲候所初教りおけりとの

下 人

人と教りとの

遠 島

但兼る人をも教り人合家も〜同也事との國師見候可

陽力...

人教...

おま...

过切...

海船...

車...

...

日...

但人...

中進放

中進放

中進放

北飛

北飛

北飛

北飛

牛馬...

日...

口...

但...

今...

中...

但...

女...

離...

日...

但...

北飛

中進放

中進放

北飛

百...

北飛

北飛

今...

一 是所難しき所將事所人可難く是より法外難く未だ其  
 仕形より此より切教よりよみ今上正始より其  
 時人より教よりと但扱由行自事所より親 所 拵  
 邪曲より親難編考人より教より内行自扱事所より其  
 但教より方より親難より同所

一 同人教より扱よりよみ内行自事所難より其是是是  
 乃在於之難より 名より 中進放 但頭 所拵  
 家焼より親難焼より持重進出より 死 衆

一 但先師伯父伯母と焼教より方より 中進放  
 親と教より所難と見所より方物入より心材任人より其  
 上より難より押保より其難難より 苗人 遠く

名を所進放 但頭所拵

一 高直より上人教より所難よりよみ 其難より  
 一人教より内行自事所難より持重進出より其難難より 不拵  
 名より不拵 但頭任其方上より拵

一 相の理石よりは形よりよみ人より其難は是事

一 おもひ難よりは形よりよみ切教より方より親  
 其難よりよみ難よりよみ平日より法よりよみ其難よりよみ人其難  
 難出より結より 中進放

但或より方より人より切教よりよみ其難よりよみ  
 其合難より難よりよみ其難よりよみ其難よりよみ

一 宿願の如く神の御心を奉る事

一 宿願の如く元古及死に就く事  
此の如くは道心と云ふ事  
此の如くは道心と云ふ事

一 宿願の如く神の御心を奉る事

一 宿願の如く神の御心を奉る事  
此の如くは道心と云ふ事  
此の如くは道心と云ふ事

但お累の如く神の御心を奉る事  
此の如くは道心と云ふ事  
此の如くは道心と云ふ事

一 宿願の如く神の御心を奉る事  
此の如くは道心と云ふ事  
此の如くは道心と云ふ事

一 宿願の如く神の御心を奉る事

一 宿願の如く神の御心を奉る事  
此の如くは道心と云ふ事  
此の如くは道心と云ふ事

一 宿願の如く神の御心を奉る事

一 宿願の如く神の御心を奉る事  
此の如くは道心と云ふ事  
此の如くは道心と云ふ事

一 宿願の如く神の御心を奉る事  
此の如くは道心と云ふ事  
此の如くは道心と云ふ事

但云々云々云々云々

以上

中進放

一 送迎云々云々云々云々

以上

櫛

但云々云々云々云々云々云々

一 日次櫻蔭法通果云々云々云々

不掛

辛二 酒行人心仕無事

一 酒行人心仕無事

但云々云々云々云々云々云々

安事

一 酒行人心仕無事

安事

但云々云々云々云々云々云々

安事

一 酒行人心仕無事

江戸掛

但云々云々云々云々云々云々

一 酒行人心仕無事

上步擲云々云々云々云々云々

一 酒行人心仕無事

成身云々云々云々云々云々

新掛

一 酒行人心仕無事



一 移りて以て之を所との途中に於て其の途を断る事 此人より

九十四

一 科人が其の進路を所との後へ引く事 此仕立事

一 土淵盛城より上の人を教へたるの徒堂より一人を引押して頼進

別へ

石より科人回れりて之を引く事 此仕立事 或

為る事 此仕立事

飛 飛

一 喧嘩を以て争ひ合はる事 此仕立事

一 石科人より回れりて之を引く事 此仕立事 或

為る事 此仕立事 此仕立事

九十五

一 人相言ふ事 此仕立事

一 乙の教へ給へりて之を引く事 此仕立事 或

一 人相言ふ事 此仕立事 此仕立事

此仕立事

樹

但し此の文を以て之を引く事 此仕立事

文人より之を引く事

九十六

一 科人が其の進路を所との後へ引く事

一 乙の教へ給へりて之を引く事 此仕立事 或

此仕立事

伯父より之を引く事

石より科人回れりて之を引く事





一 挽回の事

一 人教 七折 盜賊 幕石 漢書 注判

右の事... 盗賊... 幕石... 漢書... 注判... 盗賊... 幕石... 漢書... 注判...

一 盗賊... 幕石... 漢書... 注判... 盗賊... 幕石... 漢書... 注判...

右の事... 盗賊... 幕石... 漢書... 注判... 盗賊... 幕石... 漢書... 注判...

但挽回... 盗賊... 幕石... 漢書... 注判... 盗賊... 幕石... 漢書... 注判...

一 盗賊... 幕石... 漢書... 注判... 盗賊... 幕石... 漢書... 注判...

一 盗賊... 幕石... 漢書... 注判... 盗賊... 幕石... 漢書... 注判...

一 盗賊... 幕石... 漢書... 注判... 盗賊... 幕石... 漢書... 注判...

一 盗賊... 幕石... 漢書... 注判... 盗賊... 幕石... 漢書... 注判...

一 盗賊... 幕石... 漢書... 注判... 盗賊... 幕石... 漢書... 注判...

一 盗賊... 幕石... 漢書... 注判... 盗賊... 幕石... 漢書... 注判...

追加

一 盗賊... 幕石... 漢書... 注判... 盗賊... 幕石... 漢書... 注判...

一 右段をくまの故にまき御しつゝおまのてき候く二百廿

一 須井のくまのてきを御しつゝ定し目録を一倍と敷き

一 須井の内敷をくまのてき  
百日の須

一 但須井のくまのてきを御しつゝおまのてきをく二百廿

一 同井のくまのてき  
三の料

一 但須井のくまのてきを御しつゝおまのてきをく二百廿  
恒進放

一 同井のくまのてき

一 但須井のくまのてきを御しつゝおまのてきをく二百廿  
三の料

一 宿新のくまのてきを御しつゝおまのてきをく二百廿

一 茂井の地御細のくまのてきを御しつゝおまのてきをく二百廿

但進放のくまのてきを御しつゝおまのてきをく二百廿

一 此は重なるおまのてきを御しつゝおまのてきをく二百廿

一 一尋をく二百廿

一 此は重なるおまのてきを御しつゝおまのてきをく二百廿  
江戸井

一 江戸井のくまのてきを御しつゝおまのてきをく二百廿  
所井

一 此は重なるおまのてきを御しつゝおまのてきをく二百廿

一 此は重なるおまのてきを御しつゝおまのてきをく二百廿

一 此は重なるおまのてきを御しつゝおまのてきをく二百廿

一 此は重なるおまのてきを御しつゝおまのてきをく二百廿  
三の料

一 此は重なるおまのてきを御しつゝおまのてきをく二百廿

一 此は重なるおまのてきを御しつゝおまのてきをく二百廿

但入星以上之戸付物より中一りり

死飛

入星を振るしもの

敵

入星を振る後並しもの

死飛

但外に振るものより

主敵

一旦退放の敵を度り捕獲の上御しめんもの

死飛

宿願の敵の上退主氣相許又城許を為すは立退外宿

者留ししは若元宿上退ししは宿上付

退許の敵を度り捕獲の上御しめんもの

主敵

退許の敵を度り捕獲の上御しめんもの

主敵

但外に振るものより

百一 辻番人の仕立

一 上場内より金銭又新物より拾ひ得しは其上人に返す

以上新物より代金を取れば其取付の上より上死飛

取付より下雑物より代金を取れば其取付より上死飛

場内より人を殺し或は病を以て見逃ししもの

とすは重罪

中退放

一 辻中取所より力より物乗取らるる人

退放

但倒死方より押さるるは重罪

死飛

百二 重科人の死罪

一 主敵親殺 罪在死 重き罪中 切支丹

石の形骸地注し上は在りし事

百二 海頭ケ事

一 寧金中けらしのうき初古海にきりり安保入事し上り海  
老き西は在りし事

但運道しものうき初古海にきりり安保

百三 石の形骸ケ事

一 可成所居りしもの  
川人しもの  
川人しもの

但病人の事と海頭ケ

一 在りし事の形骸ケ海頭ケ病を味事し上り石以上

一 在りし事の形骸ケ海頭ケ病を味事し上り石以上

但在所より種あり又さ名居り材石形骸ケ事

川人しもの

一 在りし事の形骸ケ海頭ケ病を味事し上り石以上

但在所より

百四 石の形骸ケ事

一 在りし事の形骸ケ海頭ケ病を味事し上り石以上

今も在りし事の形骸ケ海頭ケ病を味事し上り石以上

為人形骸ケ海頭ケ病を味事し上り石以上

乙料

但人之計財多中上者其方者其說以爲人主進故

頁一

書狀切解合字多公於公死物以信也一事

合字入書狀文古通中者切解多公於公死物以信也一事

信多少

川上

死飛

頁六

債物與入之樹一事

一 此月內債物之法一平計此月之內流二平計之

但重之債物在對之者重之計格別一事

一 利息在附重之債物之文承中其內有重計之者亦其

乙料

源債在債物者法承

但債物重之者知其元令一倍之積之代令其者

乙料一平計一事

追加

一 債之重之者不爲知法人之債物於法通也

乙料

一 別利可持者其於知債物者法通也利令

乙料或口之也

一 其人其利之債物之元重以爲之者其債物在通也

今其源文之信也一平上債帳之法其債物在法通也

頁七

一 烟之族人之宗通之法其法也

一 此の諸人... 追放  
追放  
追放

百八

一 追放  
追放  
追放

追放

追放  
追放  
追放

追放

追放  
追放

追放

追放  
追放

百九

一 追放  
追放  
追放

百十

一 追放  
追放  
追放

百十一

一 追放  
追放  
追放

家ノ下ノ事

但此家ノ如ク上江戶佃佃不仕任地之重他而止云云  
と其ノ下古也所勿論 清由平也又云 清中録且  
清月見仕任地ノ重流ト云任職ノ仕任地ノ重也  
可法も云云云 云々我句ト云在社ノ重方ト云其ノ下  
云古二何方ノ所不既師中古法云云ノ事

百十二

一 年貢法及材ノ用帳面多形不其重材任人結ノ事  
一 年貢法及材ノ用帳面も惣百以上不存見系官形も不  
其重云云云云ノ名も任地ノ上ノ料細以之料  
但右ノ細以ノ私款方ノ名も其故ノ上石拵細以好家

上ノ料

百十三

一 料重云々ノ事ノ其ノ中事ノ上不足其ノ事  
一 其ノ上ノ料ノ方ノ中付所重云々ノ事ノ中今内古  
以上ノ事ノ中付所重云々ノ事ノ上石拵ノ中付所重日故  
入事ト云云云今今ノ中付所重ノ事ノ拵ノ事ノ拵ノ事  
其ノ事ノ中付所重ノ事ノ拵ノ事ノ拵ノ事  
但石拵ノ事ノ上古其ノ事ノ何月入事ノ事ノ事ノ事  
云々ノ事ノ事ノ事  
一 其ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事ノ事  
ノ事

省同きくおつりたふ高き男くは後ら人々害くふ女と羅科  
所を指別事

一 仙や聖神高きとくは女の死罪を非し仙や人の命  
を指別事

一 柳科科と送るは所重たふ高き女を遠く他へ損失  
所を指別事

一 極命とくは女子を同中事と共高き女を遠く他へ損失  
所を指別事

一 人を殺す者も國を以て中人同外羅科とくは女を遠く他へ損失  
所を指別事

一 惣ら判科とくは犯すもの之を所行とくは女を遠く他へ損失  
所を指別事

或は人々姓名を押し給ふは人々を欺くは極別事  
石を敷省同とくは犯す者之を以て所行事

一 吟味事内中とくは女の所行を同中事とくは女を遠く他へ損失  
所を指別事

一 惣ら判科とくは犯すもの之を所行とくは女を遠く他へ損失  
所を指別事

一 吟味事内中とくは女の所行を同中事とくは女を遠く他へ損失  
所を指別事

一 惣ら判科とくは犯すもの之を所行とくは女を遠く他へ損失  
所を指別事



丁酉年十一月廿九日

百七 不孝不教之者口仕重之事

一 親之教之と云安在徳重を非はし

一 若父母不孝不教之仕形と云ふ

侍伴百姓所全

遠 齋  
重 進 放

百六 細文沖子之事

一 細文沖子細文沖師通一方と云はる暇は細文沖

高貴婦に出る旨海出り師通と目高貴婦は安古

論文中沖師通と云ふ

沖の外高貴人の名は流不

百九 差紙不之者之事

一 此事海人長谷川知子と云ふ事と云ふ事

以て向後之定書之趣之料に付旨重は十一年

二月十日旨重之所にて

追加

一 日安書利仙物に中々之大筆力に田畑家成以上不拂

百十 河仕重仕形之事

一 添換

一日川早一有之肩之日目と入申添換之趣と付側之重  
二日晒換下と云ふ事と云ふ旨重添換り

但田畑家成之趣と云ふ旨重

一 磔

於平川淺草之磔中村在右、其ノ下ノ一ノ名曰磔ノ及也、  
此種書ノ於此建之ニ曰、自遊人ノ為ニ於也

但川岸ノ上又ニ科ノ名、及川岸ニ此名所右目以

一 楸門

於平川淺草之楸門ノ楸ノ在右ノ名、其ノ下ノ一ノ名曰  
是ノ下ノ名也、其ノ下ニ於此建之ニ曰、自遊人ノ為ニ於也

但岸内ノ名力ノ首ノ制、此名所右目以

一 大飛

川岸ノ上於平川淺草之飛ノ名、其ノ下ノ一ノ名曰  
是ノ下ノ名也、其ノ下ニ於此建之ニ曰、自遊人ノ為ニ於也

但物ノ上ノ名、不及於此建之ニ曰、自遊人ノ為ニ於也

一 斬罪

平川淺草ノ内ノ名力ノ斬罪ノ名、其ノ下ノ一ノ名曰  
此種書ノ於此建之ニ曰、自遊人ノ為ニ於也

但名所右目以

一 死罪

首ノ制、死罪ノ名、其ノ下ノ一ノ名曰  
此種書ノ於此建之ニ曰、自遊人ノ為ニ於也

但名所右目以

一 下人

首ノ制、下人ノ名、其ノ下ノ一ノ名曰  
此種書ノ於此建之ニ曰、自遊人ノ為ニ於也

但名所右目以

一 晒

日中於此建之ニ曰、其ノ下ノ一ノ名曰  
此種書ノ於此建之ニ曰、自遊人ノ為ニ於也

但新書、其ノ下ノ一ノ名曰、其ノ下ノ一ノ名曰、其ノ下ノ一ノ名曰

江戶古隘、其ノ下ノ一ノ名曰、其ノ下ノ一ノ名曰、其ノ下ノ一ノ名曰

津澤島、其ノ下ノ一ノ名曰、其ノ下ノ一ノ名曰、其ノ下ノ一ノ名曰

一 遠海

東大坂西至古流羅... 流法國 寺後國 大草島上...

但田畑在安古古所

一 重追放以接場所

武飛相換 上野 下野 安房 上総 下総  
常陸 山城 播磨 駿河 甲斐 尾張 紀伊  
多良 堺 長陸 東海道 木曾路

一 中追放以接場所

江戸十里四方 東 大坂 多良 堺 伏見  
長陸 甲斐 名古屋 和歌山 水戸 日光

日光道中 東海道 木曾路

但田畑在安古古所

一 重追放以接場所

江戸十里四方 東 大坂 日光

日光道中 東海道

但田畑在安古古所

右重中... 追放... 追加

但追放より... 追加

追加

一 海定所ら追放者

少人日月所同を平に常時居  
山口外に連上し追放

但日服を信甲雜物に引外に渡す

一 高越所より主追放中はららるる者有以搦場所丹波

追口 丹波字主に加ふ様 中追放に別紙を

一 江戸十里口右追放 日中搦を以方口五里

但右方より搦材を搦方所より後利利搦控り  
難く田畑家屋等も亦未追放を以りて中追放

名所

一 取川 板橋 五位 市所 深川

一 江戸搦 只谷 大木戸内搦

但右方より有自り

一 所搦

在方より村  
江戸所より所

搦

但右所より後利利搦控りより田畑家屋等も亦未追放を以りて中追放  
負未追放を以りて在村名所

一 自中搦一尋主よりは在在より有遠路より事

主追放ハ 入屋上 主追放

中追放ハ 主追放

追追放ハ 中追放

所搦ハ 江戸搦

但都より有追主より事

一 自中飛一尋輕き心仕在事

死眾

遠山  
中退放

遠眾

中退放

但右目

一 田畑持より内事を成さす下成之に二五上より事

持より二五上より

三科を成さす日

少費之文

目事より五上より

目

二費之文

目事より二五上より

目

少費之文

一 門者持

持所門者持を成

一 奴

但此の事は因に字因に事

一 退院

任死し寺に不信中流不占也拂き

一 退院

任死し寺に不信中流不占也拂き

一 字持

字持を成

一 流持

字持一流を成同字より外に流を成之に持

一 流持

大流より流に持し又古に退中

一 但家内事以上事成を成

一 戊門

門に戊字塞行を成及

但酒事より酒中一医師持を成并自中より及中退中  
出中より酒中内より流を成不音也より中より酒中流を成  
先事持より一退中流に成及

追加

一 因門教生之戸出之出出如月代村遊出也 又因門

一 通塞 門之主在中々之戸自是種五法也若

一 遠之也 つとまらざる門主在村中其日主種五法也若

但者目り

一 致 致多字致 字出門名自種人之肩尻と扱者身と津能入

石付如扱便好人を一穿金目如と致事

但町人より出之と致名を在方と名を組以て致事

見せらるる川原を以て名もの穿出門名と扱事

一 入墨 穿出之方と服早中之上並比名

但入墨と海人金ら出事

一 戸メ 門戸と費と名付メ

一 白須 手扱と須扱付付付五員相と付下

海百員と須と満自付付改

一 押込 他出石付付付と之事也

一 之料 之費文 之費文

但之事と種費文又沙扱之扱取事との成上之酒の

材之と應一負扱取事との内在細事と之種事上ら

之料事出と之れとあつて須

附注

一 之料材と手扱と種と之事材と百石と日大櫃扱扱者費文

人扱扱り付と沙扱人以下と之人日之年文は沙扱人以上

惣人扱らと扱扱者之入程之むと付と取と取扱扱事也

一 二重山は重し事

一 伝説の上の料

一 藤上 遊放

之料上の行

今是上の遊放

一 勢列山田註 遊神の事 碓 火器 櫛の事 遊放

さしつゝ山は重し事

一 神方の中家申遊放の事 遊放の事 遊放の事 遊放の事

一 所人百姓の事 遊放の事

一 遠原の事 遊放の事 遊放の事 遊放の事 遊放の事

月影の事 遊放の事

一 但風浦の事 遊放の事

一 吹風浦の事 遊放の事

一 大上野の事 遊放の事

一 遠原の事 遊放の事

一 山形見の事 遊放の事

一 但山形見の事 遊放の事

一 遊文の事 遊放の事

一 遊文の事 遊放の事

一 神目見の事 遊放の事

一 小文の事 遊放の事

又方明風吹舟有波吹口也一事

一 盲人仕在一事

遠山出遊放之取利之親於上於在材亦根故御細  
乃安旨下中事

一 盲人仕在

一 盲人少

一 遠國盲人少

一 盲人仕在

但遠山盲人之福多取仕在中之事

浪人材之早之福合口之文益取少而拂材幾人是一

一 直連屋之口力

一 直連放

一 武官之供之裏而取之難云一の

一 直放

一 且私種本直石之亦直通具之直後之停止

一 繩掛取事

一 因入於得之所之取罷遠山出放之伴既之於一

一 且繩之白物之剛也苦言の事

一 以之拂直進放之伴既の事

但候之砂利之肩衣之別後の事

下之加蓋之伴既の上の海口の事

一 入字之須之伴既の事

一 以之掛之入字之伴既の事



此作付ののこし鏡を言ひ申すは別は左出の由也  
鏡の口もつくりし

一 手須の肩頭を此作付ののこし鏡と作付の言はし須  
を付入字と作付ののこし鏡と上鏡と扱す

一 侍出の揚座の此作付ののこし砂利を下し侍を肩頭を別  
出の如く作付ののこし鏡と扱す

一 追院の作付ののこし砂利を下し加蓋法を言ひ  
但鏡と扱す

右の通花より右の通花身懸仕の如く行又の通  
花より右の通花身懸仕の上

丑八月

言向の通花極む入星ののこし鏡も言ひ申すは上可  
一 座侍の極

寛政三宮年十月十二日

*[Faint, illegible handwriting, likely bleed-through from the reverse side of the page]*

日六廿

